「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第４次〕案」に対する

府民意見等の募集結果及び大阪府の考え方について

* 募集期間：令和５年９月８日（金曜日）から令和５年10月10日（火曜日）まで
* 募集方法：インターネット（電子申請）、郵送、ファクシミリ
* 募集結果：２名から２件の意見提出がありました。（うち意見の公表を望まないもの１件）

※いただいたご意見等に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見等の内容 | 大阪府の考え方 |
| ２０２５年の関西万博までに、府が所有している公用車（警察車両含む）の全てを大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量を削減するための車両に切り替えることを計画化してほしい。それなりに計画しているのではなく、具体的に可能な施策を積極的に展開し、何をどうするのか、もっと踏み込んで欲しい。知事は何の身を切るのが改革なのかともう一度考えていただきたいと思います。 | 府においては、大気汚染の原因となる窒素酸化物及び粒子状物質や、二酸化炭素の排出を削減するため、電動車等（※）の普及促進に取り組んでいます。府が所有する公用車については、大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、乗用車の導入台数のうち、走行時に排出ガスを出さないゼロエミッション車が占める割合を2030年度までに50%、電動車の割合を100%とする目標を掲げています。この達成に向けて、本計画案（p28）に記載している、「大阪府ゼロエミッション車等導入指針」に基づき、府の全ての機関（府警本部含む）において、電気自動車等のゼロエミッション車及び一定の燃費・排ガス性能を満たす「ハイブリッド自動車」の優先的な導入を進めています。（※）電動車等とは、電動車〔ゼロエミッション車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池車（FCV））及びハイブリッド自動車〕、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル車のことをいう。 |